

ASAサイクリングツーリズム推進事業補助金 企画提案募集要領

1 趣旨

この事業は、地方創生の一環としてASA3市（南あわじ市、東かがわ市、鳴門市）で取り組むサイクル事業を推進し、交流人口の増加を図るとともに、自転車活用推進に必要な経費を助成することにより地域の活性化を図ることを目的とする。

2 募集内容

自転車の活用推進に繋がる機会となるスポーツ・健康づくりイベント、交流会、講習会、周知・啓発などから幅広い事業の企画提案を募集する。

採択後の企画内容の変更は、原則として認められないため、天候等に左右される企画については、事業内容の変更を予定した代替案も併せて提案すること。

他の補助事業として採択された事業については、対象外とする。また、当該イベントが旅行業法に抵触しないよう、特に留意すること。

3 企画条件

- (1) 鳴門市内を中心に行う事業であること。
- (2) イベント等、参加者を集める場合は、公募により広く募集すること。
- (3) 鳴門市のPRにつながる内容が含まれていること。
- (4) 補助事業を実施する団体が鳴門市内に事業所等を有する団体である場合、優先的に採択する。

4 事業実施期間

交付決定日から当該年度の3月末まで

5 補助金限度額

- (1) 1事業上限25万円とする。
- (2) 補助事業の実施に要する経費（団体の財産となる経費、団体の通常運営に要する経費を除く）から、参加費等の収入の合計額を控除した額とする。

6 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和9年1月29日（金）

※先着順とし、予算上限に達した時点で募集を締め切ります。

7 応募方法

(1)提出書類 ASAサイクリングツーリズム推進事業 企画提案書 別添様式1～様式3

(2)提出部数 1部

(3)提出方法 郵送又は持参

8 審査

提出された企画提案の内容を別紙「審査基準」に基づき審査し、採択の可否を決定する。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は無効になる場合がある。

(1)企画提案の内容が要綱及び当要領の規定に適合しないもの。

(2)提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(3)虚偽の内容が記載されているもの。

9 事業の実施

(1)補助事業として企画提案が採択された場合は、要綱に基づき交付申請を行うこと。

(2)事業終了後30日以内又は交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、要綱に定める実績報告書を提出すること。

10 留意事項

事業の実施に当たっては、参加者を募集する場合は確保に必要な広報活動を行うこと。

11 応募先及び問い合わせ先

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市産業振興部 スポーツ推進課

TEL:088-684-1181 ファクシミリ:088-684-1309

e-mail: sports@city.naruto.i-tokushima.jp

別紙

企画提案の審査について

1 審査方針

A S Aサイクリングツーリズム推進事業補助金企画提案募集要領に基づき提出された企画提案書について、補助事業者からの提出書類に基づく審査を行い、企画提案の採否を決定する。

2 審査基準

審査項目及び審査項目ごとの審査の視点は、次に定めるとおりとする。

審査項目	審査の視点
1 事業全体	<ul style="list-style-type: none">・自転車活用推進、地域活性化及び市民の健康増進のいずれかにつながる内容となっているか・広報活動は的確かつ効果的か・事業全体のスケジュールについて計画的なものとなっているか・収支計画は妥当か(自己負担金など現実的な計画となっているか等)・市のPRが含まれ、効果が期待できるか・地域で活動する人材の育成及び地域の活性化につながる提案となっているか <p>(イベント企画の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">・参加者同士が交流しやすく、協力しながら実施ができるような工夫がなされているか・当日のタイムスケジュールは、準備及び後片付けを含めて適切な運営が確保できるものとなっているか・気候及び天候の変化等への対応を考慮したイベント内容となっているか・参加者を集めやすい時期、時間及び料金設定を考えているか
2 事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・事業実施体制及び事業実施責任者その他スタッフの役割が明確になっており、事業の成果をあげるのに十分な期間従事することになっているか